

資料 よくあるお問い合わせ

1 概要及び補助対象車両について

Q1-1. 補助対象となる低燃費タイヤとは何ですか？

A1-1. 一般社団法人日本自動車タイヤ協会のラベリング制度における低燃費タイヤの統一マークが表示されているもの及び各タイヤメーカーの基準により燃費向上の効果が認められるもの、並びに更生タイヤを指します。低燃費タイヤ補助対象一覧に記載がないタイヤにつきましては、事前に久留米市商工政策課（0942-30-9133）にお問合せください。

Q1-2. なぜ緑ナンバー、黒ナンバーが対象となるのですか。

A1-2. 本事業では事業用車両を補助対象としており、当該車両は緑色または黒色のナンバープレート装着が義務付けられているためです。自社の荷物を運ぶ白ナンバー車両は対象となりません。ただし、運転代行における随伴用車両については対象とし、車検証の写し及び運転代行業共済証書等の写しで確認を行います。

Q1-3. リース車両についても対象となりますか。

A1-3. 補助対象者が運送事業等の用に供するための車両であり、要件をみたすものであれば対象となります。

Q1-4. 対象期間中（令和4年4月1日から令和5年1月31日）に減車した、または使用開始した車両があるのですが、対象となりますか。

A1-4. 申請時点で使用していることが確認できる車両が対象となります。

2 補助対象者要件について

Q2-1. 対象となる事業者の要件はどうなっていますか。

A2-1. 久留米市内に本店、支店、営業所を有する道路運送事業または自動車運転代行業を営む中小企業又は個人事業者が対象です。大企業は対象外です。

Q2-3. 本店が久留米市外にあり、事業所が久留米市内にあります。補助対象となりますか。

A2-3. 市内に事業所があり、事業を実施していれば、補助の対象となります。

Q2-3. 個人事業者で、住民票上の住所は久留米市外ですが、事業所の所在地が市内の場合は補助対象になりますか。

A2-3. 事業所の所在地で判断します。事業所の所在地が久留米市内の場合は対象です。ただし、倉庫や駐車場のみが市内にある場合は対象になりません。

Q2-4. 創業したばかりですが、補助金を申請できますか。

A2-4. 申請時点で市内に事業所を有し、事業を実施している事業者が対象となります。確定申告をされていない場合は、開業届や営業許可証など、開業に関する公的書類の写しを提出してください。

3 補助対象経費について

Q3-1. いつ購入、装着、支払いしたものが対象になりますか？

A3-1. 令和4年4月1日から令和5年1月31日までの間に、購入（納品）、装着、支払いの全てが行われたものが対象になります。

Q3-2. 支払い方法について教えてください。

A3-2. 原則、口座振込により支払いを行ってください。クレジットカードによる支払いは一括払いに限ります。分割払いやリボ払いは不可です。小切手、手形、クレジットカードによる支払いの場合、銀行口座からの引き落としが令和5年1月31日までに完了したことが確認できたものが対象となります。なお、仮想通貨・クーポン・特定ポイント（クレジットカード会社等からの付与）・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用は認められません。

Q3-3. 自社にてタイヤの販売を行っていますが、自社からの購入も対象となりますか？

A3-3. 自社からの購入は対象外です。

Q3-4. リースやレンタルで導入するタイヤは対象になりますか？

A3-4. 「購入」を補助条件としており、対象外となります。

Q3-5. 「国や他の地方公共団体等から助成を受ける補助対象経費は対象外」とありますが、どういうことですか。

A3-5. 同一のタイヤに対し、県などの補助金と本補助金両方で助成を受けることはできません。久留米市内の車両について本補助金を活用し、市外の車両について県の補助金を受けるなど、対象となる経費が別のものであれば、本補助金は利用可能です。

4 申請の流れ、提出書類について

Q4-1. 市内に複数営業所がある場合、どのように申請すればよいですか。

A4-1. 可能な限り、まとめて申請してください。この場合、申請者欄には本店所在地を記載、事業所住所は複数記載するものとし、申請書に入らない場合は別紙に記載のうえ添付してください。なお、営業所ごとで申請することも可能です。

Q4-2. 申請を、月ごとなど複数に分けて行うことを考えていますが可能でしょうか。

A4-2. 複数に分けての申請は可能です。なお、予算額に達した時点で受付を終了しますので、申請しようとする場合はご注意ください。

Q4-3. 振込で支払った場合、領収証の代わりに、振込完了画面の写しを提出すれば足りませんか。

A4-3. 振込完了画面の写しのみでは不可です。加えて相手方からの請求書（金額・内容の詳細が分かるもの）をご提出ください。

Q4-4. 自社にて装着する場合、領収証又は購入先が発行した入金確認書等には装着日の記載がありませんが、どう対応すればよいですか。

A4-4. 自社にて装着の場合は、任意の自社取付報告書を提出してください。報告書には、対象車両ごとに、装着の事実確認の項目（装着の事実確認の項目はタイヤ装着日、装着車両の登録番号、タイヤの商品名や型式、本数）を記載し、取り付け後の写真を添付してください。取付後の写真は、①取付車両のナンバー、②タイヤの装着状況がわかるものがが必要です。

5 その他

Q5-1. 申請方法や手順がわかりません。どうすればよいですか。

A5-1. 申請の手引きや要綱、本Q&Aをご確認の上、ご不明な点がございましたら久留米市商工政策課（0942-30-9133）にお問合せください。

Q5-2. 本補助金で取得したタイヤは何年使用する必要がありますか？

A5-2. 期間の指定はありませんが、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図ってください。なお、転売は不可とします。

Q5-3. 来年度も同様の補助は実施予定ですか？

A5-3. 来年度以降の実施については、現時点では未定です。